明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（九三）　二
○公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（九四）　三
○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（九五）　四
○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（九六）　四
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（九七）　四
○金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（九八）　四
〔政　令〕
○河川法施行令の一部を改正する政令（三六六）　五
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六七）　五
○保険業法施行令の一部を改正する政令（三六八）　五
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六四）　一五
〔府令・省令〕
○銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・財務四）　一六
〔省　令〕
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産七四）　一六
○環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二六）　一六
〔告　示〕
○京都市歴史的風土保存計画の一部を変更する件（国土交通一三八七）　一七
○奈良市歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三八八）　一七
○鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三八九）　一八
○奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三九〇）　一九
○天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三九一）　二〇
○大津市歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三九二）　二一
○明日香村歴史的風土保存計画の一部を変更する件（同一三九三）　二一
〔人事異動〕
経済産業省　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　四五
会社その他
会社決算公告　五五

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第九三号）（総務省）

1　実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象とすることとした。（第四九条第七項関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（法律第九四号）（総務省）

一　公職選挙法の一部改正関係

1　都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善

㈠　日本国民たる年齢満一八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、第九条第二項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした。（第九条第三項関係）

㈡　㈠により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならないものとした。（第四四条第三項関係）